

八街市ひとり親家庭 高等職業訓練促進給付金事業のご案内

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業とは、ひとり親家庭の母または父である方が、就業に結びつきやすい対象資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために訓練促進給付金を、また修業修了時に修了支援給付金を支給する事業です。

対象者

八街市内にお住まいのひとり親で次のすべてを満たす方

- ・20歳未満のお子さんを扶養している方
- ・本人の所得が児童扶養手当の支給水準の方
※ただし、申請時点で児童扶養手当と同等の所得水準を超えてから1年以内の方も対象となります
- ・対象の資格を取得するため、養成機関で6月以上修業し、資格取得が見込まれる方
- ・就業または育児と修業との両立が困難である方
- ・過去に本事業による高等職業訓練促進給付金を受給していない方
- ・求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法による教育訓練支援給付金など、趣旨を同じくする給付を受けていない方
- ・現在の生活を改善するために、新たに対象資格の取得が必要と認められる方

対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師など

令和6年度より、以下の資格も対象資格となりました

- ①専門実践教育訓練給付の指定講座のうち、訓練期間が6月以上の資格
- ②特定一般教育訓練給付の指定講座のうち、訓練期間が6月以上の資格
- ③一般教育訓練給付の指定講座のうち、訓練期間が6月以上かつ情報関係の資格（教育訓練給付制度検索システムの「情報関係」の分野の講座を受講する資格のみ対象）

教育訓練給付制度
検索システムはこちらから



支給期間

①高等職業訓練促進給付金：修業する期間の全期間(上限48か月)

※修業開始後、申請された日の属する月分より支給します。

※修業期間中に児童が20歳になった場合は、20歳になった月までの支給となります。

※准看護師養成機関を修了する方が、引き続き看護師資格を取得するために養成機関で修業する場合の支給期間は、最大48月です。

②高等職業訓練修了支援給付金：修了後に1回のみ支給

※修了日から30日以内に申請が必要です。

※修業開始時及び修了時に要件を満たしていた方に限ります。

支給額

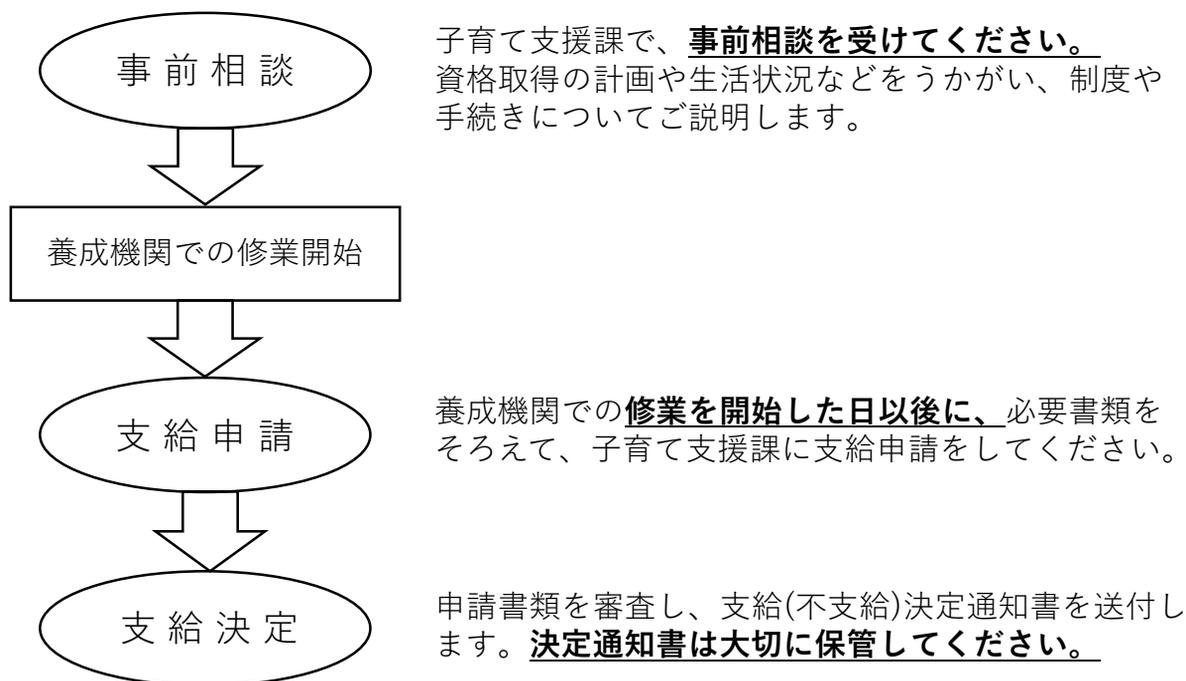
	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
①高等職業訓練促進給付金 (修業する期間の最後の12か月)	月額 100,000円 (月額 140,000円)	月額 70,500円 (月額 110,500円)
②高等職業訓練修了支援給付金	50,000円	25,000円

※支給額は、申請者及び同居の家族全員の市民税課税状況によって決定します。

- ・同居家族に市民税課税の方がいる場合は、申請者が非課税でも、課税世帯の支給額となります。
- ・支給額は、4～7月分は前年度、8～翌3月分は当年度の課税状況により決定します。

高等職業訓練促進給付金の手続きについて

■申請手続き



支給申請に必要な書類

- ◎支給申請書・・・所定の様式
 - ・申請者及び同居家族全員のマイナンバーの記入が必要です。
 - ・支給決定のため、課税状況等の調査に関する同意(同意欄への署名)をお願いします。
- ◎児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当を受給されている場合、有効期限内のもの)
- ◎養成機関の長による在籍を証明する書類(申請する月中に発行されたもの)
- ◎申請者の本人確認書類(運転免許証など)
- ◎養成機関の概要・カリキュラムが記載されたもの
- ※児童扶養手当を受給していない場合
 - ・申請者及び扶養している児童の戸籍謄本
- ※通信制を利用する場合
 - ・就労していることを証明する書類(給与明細書の写し、健康保険証の写しなど)

■請求手続き

- ・修業期間中は、**毎月10日までに**請求書を子育て支援課に提出してください。(初回のみ、翌月の10日までに2か月分の請求が必要です。)
- ・支給決定時に、支給決定期間分の請求書をまとめてお渡しします。
- ・初回の請求時は、支払希望口座が確認できるもの(通帳のコピーなど)の提出が必要です。
- ・提出書類の内容に誤りがなければ、原則として月末までに指定の金融機関に振り込みます。

※高等職業訓練促進給付金の受給中は、支給要件の確認のため、下記のとおり定期的に必要書類の提出が必要です。

確認事項	必要書類	提出月
在籍状況 (通信制の場合)	養成機関の長による在籍を証明する書類 (就労していることを証明する書類)	4・7・10・1月
進級、単位取得	養成機関の長による単位修得を証明する書類	毎年4月
所得区分	所得区分に変更がある場合は、資格変更届	毎年7～8月

■必要な届出

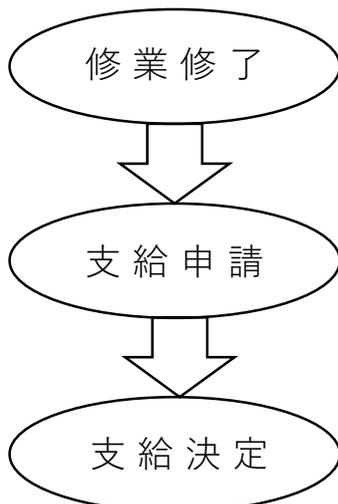
以下の場合、受給資格がなくなりますので、速やかに届出をしてください。

- ・ひとり親でなくなったとき(婚姻、事実婚など)
- ・子を扶養しなくなったとき
- ・申請者本人の所得が児童扶養手当の所得制限額を超えたとき
- ・養成機関での修業を途中でやめたとき(退学、休学など)
- ・八街市外へ転出したとき

※市内で転居した場合や、同居家族の転入出等、世帯の状況に変更があった場合も届出が必要です。

高等職業訓練修了支援給付金の手続きについて

■申請手続き



養成機関での修業を修了後、子育て支援課で必要書類等をご確認ください。

養成機関での修業を修了した日から30日以内に、必要書類をそろえて、子育て支援課に支給申請をしてください。

申請書類を審査し、支給(不支給)決定通知書を送付します。

支給申請に必要な書類

- ◎支給申請書…所定の様式
 - ・申請者及び同居家族全員のマイナンバーの記入が必要です。
 - ・支給決定のため、課税状況等の調査に関する同意(同意欄への署名)をお願いします。
- ◎児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当を受給されている場合、有効期限内のもの)
- ◎養成機関の発行する修了証書の写し
- ◎申請者の本人確認書類(運転免許証など)
- ※児童扶養手当を受給していない場合
 - ・申請者及び扶養している児童の戸籍謄本(修業開始日及び修了日における状況を証明できるもの、修了日以後に発行されたもの)

■請求手続き

- ・支給決定後30日以内に、請求書を子育て支援課に提出してください。
- ・訓練促進給付金で使用していた口座以外を希望する場合は、支払希望口座が確認できるもの(通帳のコピーなど)の提出が必要です。
- ・提出書類の内容に誤りがなければ、原則として1か月程度で指定の金融機関に振り込みます。

その他

- ・通信制の養成機関での修業は、特別な事情がある場合のみ対象となりますので、必ずご相談ください。
- ・高等職業訓練促進給付金等の支給は、1人につき1資格のみです。過去に八街市以外で受給されていた場合も対象なりません。
- ・一部の講座において、高等職業訓練促進給付金と自立支援教育訓練給付金(受講費の助成)を併給することができます。ただし、自立支援教育訓練給付金については、「高等職業訓練促進資金貸付」の入学準備金(50万円以内)の他、学資を内容とする他制度(就業継続等による免除規定があるもの)を利用しない場合に限り、申請が可能です。

所得制限限度額表(単位:円)

扶養人数	収入額	所得額
0	3,343,000	2,080,000
1	3,850,000	2,460,000
2	4,325,000	2,840,000
3	4,800,000	3,220,000
4	5,275,000	3,600,000
5	5,750,000	3,980,000

(令和6年11月1日現在)

※高等職業訓練促進給付金は非課税ですが、高等職業訓練修了支援給付金は課税対象(雑所得)となりますので、申告が必要です。

お問い合わせ・相談の予約

八街市役所 子育て支援課 児童家庭係
TEL 043-443-1693